

ドミニカ共和国の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ドミニカ共和国（スペイン語では「República Dominicana」。英語では「Dominican Republic」）は、カリブ海の大アンティル諸島にあるイスパニョーラ島の東側 3 分の 2 を占める共和制国家である²。同島の西側にあるハイチと国境を接している。首都はサントドミニゴ、公用語はスペイン語、通貨はペソである。ドミニカ共和国の面積は約 49,000 平方キロメートルであり、北海道の 6 割程度の大きさである。約 1,100 万人いるドミニカ国民の構成は、ムラート（白人と黒人の混血）が約 73%、白人が約 16%、黒人が約 11% となっている。宗教については、キリスト教が約 76% と圧倒的多数を占めており、とくにカトリックが約 64% を占めている。

1492 年、コロンブスが、イスパニョーラ島を発見・到達した。その後、1496 年には、同島は新大陸で初めてのスペイン植民地となった。1697 年、フランスがイスパニョーラ島の西側を占領し、1795 年には全島がフランス領となった。1804 年、全島がハイチとしてフランスから独立したが、1814 年にはパリ条約により同島の東側はスペイン領となった。東側は、1822 年以降ハイチ軍に占領される等したが、1844 年に、ドミニカ共和国（以下「ドミニカ」という）として独立を果たした。その後、1861 年のスペインによる併合、1916 年から 1924 年までの米国による占領³等の糺余曲折を経て、1930 年からトルヒージョ将軍が大統領となり独裁政治が始まった⁴。1961 年にトルヒージョ大統領が暗殺された後は政治が不

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 小アンティル諸島に「ドミニカ国」（英語では「Commonwealth of Dominica」）があるが、「ドミニカ共和国」と「ドミニカ国」は、全く別々の国である。

³ 米国による占領の副産物として、ドミニカに野球が普及した。ラテンアメリカ諸国では、一般的に、最も人気のあるスポーツはサッカーであるが、米国から野球が伝わったドミニカでは、最も人気のあるスポーツは野球である。ドミニカからは今まで数多くの野球選手が輩出し、米国の大リーグや日本等で活躍している（例えば、サミー・ソーサ、ペドロ・マルティネス、アルバート・プホルス等）。また、広島東洋カープは、ドミニカに「カープアカデミー」を設立し、人材発掘・育成に努めている。

⁴ トルヒージョ政権下におけるドミニカに移住した日系移民の苦難の歴史について言及しないわけにはいかない。1954 年、トルヒージョ政権下にあったドミニカへの移民の募集が開始された。日本国政府の募集要項では、「カリブの楽園」における「無償での土地の譲渡」が宣伝されていた。1956 年から 1959 年までの間に、249 世帯、1319 人の日本人（主に鹿児島県出身者）がドミニカに移住した。しかし、日系移民が入植したドミニカの土地の大

安定となり、1965 年にドミニカ内戦が勃発した。米軍の介入、国際連合及び米州機構の調停により、内戦は終結した⁵。

ドミニカは、1995 年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、ドミニカは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ドミニカは、中米統合機構（SICA）⁶に加盟し、米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定（DR-CAFTA）を締結し、また、欧洲連合（EU）及びカリブ共同体（CARICOM）との間で経済連携協定を締結している（いずれも発効済み）。なお、ドミニカは、従来、台湾との外交関係を維持していたが、2018 年 4 月、台湾との国交を断絶し、同年 5 月、中国と国交を樹立した。

現在のドミニカでは、観光業、砂糖・コーヒー豆・カカオ豆・葉たばこ等の農業、ニッケル等の鉱業、繊維加工業が盛んである⁷。米国等における海外移住者からの送金も多い。近時は、自由貿易地域からの軽工業品の輸出が増加している。ドミニカは、2009 年の世界金融危機等の影響により、観光収入及び海外移住者からの送金が減少したが、2009 年後半には回復した。ドミニカの GDP 成長率は、2016 年が 5.9%、2017 年が 4.6% となっており、今後も、高い経済成長が見込まれている。

現在のドミニカにとっての大きな問題は、ハイチからの不法移民問題である。2014 年に、ドミニカ政府は、「不法移民正常化計画」として「帰化法」を公布し、不法移民に居住権及び市民権取得の機会を付与した。しかし、実際には、ドミニカはハイチからの不法移民であふれかえるという状況となっている。

ドミニカの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ドミニカの法制度は、22 年間にわたってハイチに支配されていた間、フランスのナポ

部分は、石だらけで農業に適さない土地であった。また、土地の面積も、募集要項に記載されていた面積（約 18 ヘクタール）の 3 割未満しかなく、しかも、所有権ではなく利用権のみが認められるという状況であった。早くも 1961 年には、22 世帯が日本への帰国を日本国政府に求めた。その後、ドミニカ日系移民のうち、133 世帯が日本に帰国し、70 世帯がブラジル、アルゼンチン、ボリビア等の他の入植地に移住した。結局、ドミニカに残留したのは、50 世帯にも満たなかった。2000 年になり、ドミニカ日系移民は、日本国政府を被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。東京地方裁判所は、2006 年 6 月 7 日の判決において、国の法的責任を認定したものの、20 年の除斥期間が経過したことを理由に、原告の請求を全て棄却した。原告団は、直ちに控訴した。その後、当時の小泉首相の談話に基づいて、日本国政府が特別一時金を支給すること等で和解が成立し、原告団は控訴を取り下げた。以上につき、国本伊代著「日本人の『ドミニカ移住』」「ドミニカ移民訴訟事件」（『ドミニカ共和国を知るための 60 章』（明石書店、2013 年）所収）270～277 頁等を参照。

⁵ 本稿におけるドミニカ共和国の歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019 年版』（二宮書店、2019 年）423 頁等を参照した。

⁶ 中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、ドミニカのほか、コスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル、パナマ、ニカラグア、ホンジュラス及びベリーズである。

⁷ 日本からドミニカへの輸出が多いのは、乗用車、バス、トラック、一般機械等である。他方、ドミニカから日本への輸出が多いのは、科学光学機器、電気機器、医薬品、履物、カカオ豆等である（前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2019 年版』424 頁）。

レオン法典の影響を強く受けた。ドミニカが独立した後も、フランスの 5 つの法典の影響は、150 年間にわたって続き、民法典、商法典、刑法典、民事訴訟法典及び刑事訴訟法典が公布された。成文法主義を探るドミニカの法制度における直接的な法源としては、憲法、条約、法律、政令、規則、慣習法、法の一般原則等がある。英米法におけるような判例の先例拘束性は、ドミニカでは、原則として認められていないが、事実上、類似事件における先例は参照されることが多い。また、ドミニカでは、フランスの判例も参考とされることが多い。

II 憲法

1 総説

ドミニカは、1844 年の独立以来、39 の憲法が存在してきた。このように多数の憲法が存在したように見えるのは、憲法改正が行われる度に、新たな憲法が公布されるためである⁸。

ドミニカの現行憲法は、2015 年 6 月 13 日に公布されたものである。

全 277 条から構成されるドミニカ共和国憲法の主な体系は、表 1 のとおりである⁹。

表 1 : ドミニカ共和国憲法（2015 年）の主な体系

前文	
第 1 部 国、国家、政府及び基本原理	第 1 章 国、主権及び政府 第 2 章 社会的・民主的法治国家 第 3 章 国の領土 第 4 章 自然資源 第 5 章 人口 第 6 章 国際関係及び国際法 第 7 章 公用語及び国の象徴
第 2 部 基本的権利、保障及び義務	第 1 章 基本的権利 第 2 章 基本的権利の保障 第 3 章 基本的権利及び保障の適用及び解釈の原理 第 4 章 基本的義務

⁸ 1966 年憲法の日本語訳は、大阪経済法科大学比較憲法研究会編訳『ドミニカ共和国憲法 1966』（大阪経済法科大学法学研究所、1984 年）に掲載されている。但し、1966 年憲法が全 124 条であるのに対し、現行の 2015 年憲法は全 277 条から構成されることからも分かることおり、内容は大幅に変わってしまっている。

⁹ ドミニカ共和国憲法（2015 年）の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Dominican_Republic_2015.pdf?lang=en

第3部 立法権	第1章 構成 第2章 両院の共通規定 第3章 国会の権限 第4章 法律の制定及び効力 第5章 国会への説明責任 第6章 国民会議及び両院合同会議
第4部 行政権	第1章 共和国の大統領及び副大統領 第2章 大臣 第3章 行政機関
第5部 司法権	第1章 最高司法裁判所 第2章 司法権評議会 第3章 司法組織 第4章 特別裁判所 第5章 檢察庁 第6章 公的弁護及び無料法律扶助
第6部 司法国民評議会	
第7部 憲法の支配	
第8部 人民擁護官	
第9部 領土の秩序化及び地方行政	第1章 領土の組織化 第2章 地方行政 第3章 分権化された行政
第10部 選挙制度	第1章 選挙会議 第2章 選挙組織 第3章 政党
第11部 経済的及び財政的体制並びに会計検査院	第1章 経済的体制 第2章 公共財政 第3章 公的資金のコントロール 第4章 社会協定
第12部 軍隊、国家警察及び安全保障	第1章 軍隊 第2章 国家警察 第3章 安全保障
第13部 非常事態	
第14部 憲法改正	第1章 一般原則 第2章 国民改正会議
第15部 一般及び経過規定	第1章 一般規定

第2章 経過規定

2 統治機構

ドミニカは、立法府、行政府及び司法府の三権分立制を採用している。

(1) 立法府

ドミニカの立法府たる議会は、上院と下院の二院制が採用されている。

上院議員も下院議員も、直接選挙により選出される。任期は4年であり、何回でも再選が可能である。上院議員の定数は32名であり、下院議員の定数は190名である。

通常国会は年2回（8月と2月）召集される。会期1回につき90日間があてられ、さらに60日間の延長が可能である。

国会の権限としては、①法律を制定すること、②裁判所を増加又は減少させること、③条約を批准し又は批准しないこと、④予算を承認すること等がある。

法案提出権は、上院、下院、大統領、最高司法裁判所（司法関連事項についてのみ）、中央選挙委員会（選挙関連事項についてのみ）に付与されているほか、2010年改正憲法により、イニシアティブ（選挙登録を行った市民のうち2%以上の発案による）も認められるようになった。

(2) 行政府

行政権は、大統領が行使する。大統領は、国家元首であり、行政府の長であり、ドミニカ軍の最高指揮官であり、国家警察の最高指揮官でもある。大統領は副大統領とともに、国民による直接選挙で選出される。任期は4年間である。

2010年改正憲法は、大統領及び副大統領の連続再選を禁止した。しかし、2015年、大統領及び副大統領の連続再選を可能とする憲法改正が公布された。その結果、2016年5月、メディーナ大統領は連続再選を果たした。

大統領の権限としては、①国会で採択された法律及び決議を公布すること、②政令・規則等を發布すること、③条約の締結を行うこと等がある。

大統領は、自己の職務を補佐させるため、大臣を指名する。但し、ドミニカには、首相職は存在しない。

(3) 司法府

ドミニカの司法府は、憲法裁判所、最高司法裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所及び少額裁判所から構成される。その他に、特別裁判所として、土地裁判所、少年裁判所、労働裁判所及び行政事件裁判所がある。また、司法権評議会は、司法行政を扱う主な組織であり、下級審裁判官等を指名する。

憲法裁判所は、基本的人権を保障し、憲法秩序を保護するため、2010年改正憲法により

設置された。憲法裁判所の 13 名の裁判官は、司法国民評議会により選出される。任期は 9 年であり、再選されない。憲法裁判所の判決は、最終的なものであり、全ての行政機関を拘束する。憲法裁判所は、直接に、法律、政令、規則等の違憲審査を行う。

最高司法裁判所は、司法国民評議会が指名した 16 名以上の裁判官により構成される。任期は 7 年であり、再任も可能である。最高司法裁判所は、大統領・副大統領その他の公務員を被告とする訴訟を管轄するほか、控訴裁判所判決への上告事件を管轄する。

控訴裁判所は、第一審裁判所判決への控訴事件を管轄する。

第一審裁判所には、さまざまな種類がある。即ち、①全事件を管轄する第一審裁判所、②刑事、民事及び商事の法廷に分けられる通常裁判所、③少年裁判所、労働裁判所、土地裁判所等の特別裁判所である。

3 人権

ドミニカ憲法の「第 2 部 基本的権利、保障及び義務」及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ドミニカ憲法においても、同様に保障されているといえる。

ドミニカ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は明文で禁止されている（37 条）。
- ②プライバシー権及び名誉権について、明文で規定されている（44 条）。
- ③情報及びデータに関する権利について、明文で規定されている（44 条、49 条）。
- ④政治的理由により訴追されている全ての者は、亡命を申請することができる。但し、ここにいう「政治的理由」には、テロリズム、人道に対する罪、汚職及び国際的犯罪は含まれない（46 条）。
- ⑤独占は明文で禁止されている（50 条）。
- ⑥知的財産権の保護について、明文で規定されている（52 条）。
- ⑦消費者の権利について、明文で規定されている（53 条）。
- ⑧食料安全保障について、明文で規定されている（54 条）。
- ⑨家族の権利について、詳細な規定が置かれている（55 条）。
- ⑩高齢者の権利について、明文で規定されている（57 条）。
- ⑪障害者の権利について、明文で規定されている（58 条）。
- ⑫文化の権利について、明文で規定されている（64 条）。
- ⑬スポーツの権利について、明文で規定されている（65 条）。
- ⑭環境権について、詳細な規定が置かれている（66 条、67 条）。とくに、生態系のバランスを維持し、環境を保護する等の目的のための、収集権（Collective rights）及び拡散権（Diffuse rights）が規定されている。
- ⑮「Habeas data」、「Habeas corpus」（人身保護請求）及び「Amparo」（アンパロ）につ

いて、明文で規定されている（70条～72条）。「Habeas data」とは、ラテンアメリカ諸国特有の法制度で、自己に関する情報の存在を知り、自己に関する情報にアクセスし、また、情報が虚偽又は差別的である場合には、それらの停止、修正、更新及び機密保持を求めるために、司法的手段をとる権利である。「Habeas corpus」（人身保護請求）とは、不法に拘禁等された者が、裁判官の面前で直ちに拘禁理由の開示等を請求することができるものである。裁判官が不法拘禁等の事実があると認めた場合、被拘禁者は直ちにその場で解放される。「Amparo」（アンパロ）とは、憲法及び法律で認められている人権が侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、その救済を求めることがある。

III 民法

ドミニカでは、1884年民法典が、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで100年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。民法典の主な体系は、「第1編 人について」、「第2編 物及び所有権のさまざまな形態」、「第3編 財産を取得するためのさまざまな方法」となっている。

米国がドミニカを軍事支配していた1916年から1924年の間、ドミニカの法制度は米国の影響を受けた。その期間に多くの政令が英米法の影響を受けて公布されたが、とくに重要な政令は、1920年7月1日の政令第511号であった。この政令は、ドミニカの不動産法に、トレンスシステム（Torrens system）を採用するものであった。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である。このトレンスシステムは、ドミニカの「不動産登記法」に受け継がれた¹⁰。

IV 商法・会社法

ドミニカでは、1884年商法典が、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで100年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。但し、2008年に制定された「会社及び有限責任個人企業に関する法律」により、1884年商法典の第3部は全面的に改正された。なお、1995年及び2004年の外国投資法は、外国からドミニカへの投資に関する規制を緩和し、投資を促進している。

ドミニカでは、商法典及び「会社及び有限責任個人企業に関する法律」により、いくつかの種類の会社が認められているが、ドミニカに投資しようとする外国企業は、ドミニカに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するドミニカ法人である。これに対し、外国企業

¹⁰ http://www.nyulawglobal.org/globalex/Dominican_Republic1.html

の支店は、独立した法人格を有しないが、ドミニカで取引を行ったり契約を締結したりすることができる。

ドミニカに子会社たる現地法人を設立する場合の一般的な会社形態としては、①「有限責任会社」(S.R.L.) が最もよく利用されている。また、大規模な会社の場合、②「株式会社」(S.A.) が利用されることもある。これらの会社の特徴は、表 2 のとおりである¹¹。

表 2 : ドミニカ法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
有限責任会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。2名以上 50名以下の出資者が必要である。設立時の最低資本金は 10万ドミニカ・ペソである。設立時に、資本金のうち全額が払い込まれていなければならない。出資持分を譲渡又は質入するには、別途の合意がない限り、出資者の 4 分の 3 以上の同意が必要である。1名以上の取締役が必要であるが、取締役会を設置する必要はない。取締役は自然人でなければならないが、国籍は問わない。監査役の設置は任意である。会社名には「Sociedad de Responsabilidad Limitada」又は「S.R.L.」という略語を含める必要がある。
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。株式は、株主の地位が細分化された割合的単位のかたちをとったものをいう。2名以上の株主が必要であるが、株主数の上限はない。設立時の最低資本金は 3000万ドミニカ・ペソである。設立時に、資本金のうち 10%以上が払い込まれていなければならない。株式は、別途の合意がない限り、自由に譲渡することができる。株主総会は、会社の最高機関である。3名以上の取締役から構成される取締役会、及び 1名の監査役が必要である。会社名には「Sociedad Anónima」又は「S.A.」という略語を含める必要がある。

V 民事訴訟法

ドミニカでは、1884 年民事訴訟法典が、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで 100 年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。ドミニカにおける民事

¹¹ <https://www.legalmondo.com/2016/12/ways-entering-business-dominican-republic/>

訴訟手続は、19世紀のフランスの民事訴訟手続を踏襲しつつ、若干の変容を受けている。

ドミニカにおける民事訴訟では、第一審は1名の裁判官による単独体、第二審は5名の裁判官による合議体で審理が行われる。

通常の民事訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。

ドミニカの民事訴訟における裁判官は、受動的な立場で、当事者から提出された主張及び証拠の検討及び判断を行うにすぎない。当事者から申立てがないのに、裁判官が職権で証拠収集等を行うことは稀である。ドミニカにおける民事訴訟では、裁判官は、書証を重視し、人証を軽視する傾向があるといわれている。なお、ドミニカには、コモン・ロー諸国におけるような「ディスカバリー」や「陪審」の制度はない。

民事訴訟にかかる期間についてみると、通常、第一審は12~18か月、第二審も12~18か月かかる。最高裁判所では、約3年を要する。

不動産に関する訴訟事件については、土地裁判所が専属的に管轄する。土地裁判所には、31の土地第一審裁判所、4の土地控訴裁判所がある。

訴訟に代わる紛争解決手段として、仲裁の制度も存在する。ドミニカは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)に加盟している。しかし、費用が高いこと等から、実際には、あまり利用されていない。

VI 刑事法

ドミニカでは、1884年刑法典が、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで100年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。なお、死刑は廃止されている。

フランス法の影響が強かった1894年刑事訴訟法典は、2002年刑事訴訟法典により全面的に改正された。第一審裁判所の審理は、罰金刑又は2年以下の拘禁刑に相当する事件においては単独体により、また、2年を超える拘禁刑に相当する事件及び人身保護請求事件においては3名の裁判官による合議体により、それぞれ行われる。

ドミニカの治安は、従来、中南米諸国の中では比較的よい方であるといわれてきたが、近年は、経済格差の拡大やハイチ移民の増加等により、治安の悪化が懸念されている。

ドミニカは、南米で生産された麻薬が米国に輸出される際の中継地となっている。ドミニカが麻薬の中継地となっている原因としては、①地理的位置(米国及びペルトリコに近い)、②警察等の取締りが手薄であること、③政治家・軍人が麻薬組織と繋がっていること等が挙げられている¹²。近時は、ドミニカ国家麻薬総局が積極的に麻薬犯罪の摘発を実施しており、一定の成果を上げているが、抜本的に解決するまでには至っていない。

麻薬取引による収益は、しばしばマネーローンダリングが行われる。ドミニカでは、2017

¹² 山岡加奈子編『ハイチとドミニカ共和国』(アジア経済研究所、2018年) 168~169頁。

年6月1日、「マネーローンダリング及びテロリズム金融に対する法律」が施行された。この法律は、ドミニカのマネーローンダリング及びテロリズム金融に対する法制度を、「Financial Action Task Force」(FATF)の推奨する国際基準まで高めるものである。ドミニカにおける裁判官の汚職も、依然として大きな問題として存在している。

VII 参考資料

以上、ドミニカ法の概要を簡単に紹介してきたが、ドミニカ法については、日本語の文献・論文等は、非常に少ない。ドミニカ法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。ドミニカ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Update: Guide to Legal Research in the Dominican Republic」¹³等が参考になる。

ドミニカの法令はスペイン語で記述されており、また、もともとはフランス法の影響を強く受けており、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、高い経済成長が見込まれるドミニカの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、ドミニカの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.2』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第22回 ドミニカ共和国」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹³ http://www.nyuulawglobal.org/globalex/Dominican_Republic1.html